

個人を特定する可能性のある情報が含まれていたため、個人情報保護の観点から要約版に差し替えます。

2022年3月7日

2021年12月17日

公益財団法人日本バレーボール協会 御中

調 査 報 告 書
(要約版)

第 三 者 委 員 会

委 員 妹 尾 佳 明

委 員 布 施 明 正

委 員 西 田 亮 正

略語一覧 (個人の肩書きは2019年12月時点)

J V A	公益財団法人日本バレーボール協会
役員	J V Aの理事及び監事
事務局規程	事務局規程の改定について 2021年11月1日施行
H P 事業本部	ハイパフォーマンス事業本部
B V 事業本部	ビーチバレーボール事業本部
組織委員会	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
F I V B	国際バレーボール協会
F I V B 規約	FIVB SPORTS REGULATIONS Beach Vollerball Version:14th of December 2020
本件イラン大会	2020年1月に開催されたビーチバレーボールワールド ツアー男子イラン大会
W T	ワールドツアー (F I V Bが主催し, F I V Bの規定に 従い, 開催国が運営を行う大会)
V I S	ビーチバレーボール情報システム (Beach Vollerball Information System)
共有アドレス	選手・チームからのエントリー等の連絡のためのメール アドレス
甲	J V A会長
乙	H P 事業本部本部長
丙	H P 事業本部副本部長
A	H P 事業本部職員
B	J V Aアルバイト
C	J V A事務局長
本件診断書	丙が作成した診断書 (Medical Certificate)

第1章	調査の概要	4
第1	調査に至る経緯	4
第2	調査の目的	4
第3	当委員会の調査体制等	4
第4	日弁連ガイドラインとの関係	5
第5	調査対象とした事実の範囲	5
第6	調査方法等	5
1	調査実施期間	5
2	調査・検討対象	5
3	調査方法	6
第2章	調査結果の概要	6
第1	JVAについて	6
1	目的等	6
2	JVAの事業	6
3	JVAの組織	6
(1)	評議員会	6
(2)	役員	6
(3)	理事会	6
(4)	事務局等	7
(5)	事業本部等	7
(6)	2019年12月当時のHP事業本部の概要	7
第2	内部統制システムの状況	7
1	JVAにおける内部統制	7
2	通報制度	7
第3	WTにおけるエントリー等の手続	7
1	WTについて	7
2	FIVB規約	8
3	エントリーの手続について	8
(1)	WTにエントリーするための手続	8
(2)	JVAにおけるエントリー等の手続	8
4	辞退等(Withdrawal)の手続について	8
(1)	エントリーのキャンセルについて	8
(2)	大会開始日の30日前から21日前までのキャンセル	9
(3)	大会開始日の21日前を過ぎてからのキャンセル	9
(4)	直前のキャンセル	9
5	JVAと選手・チームとの連絡方法について	9

第4章	本件の不適切処理の概要	10
1	Aの出向とBの採用	10
2	本件イラン大会のエントリーの状況	10
3	本件キャンセルミスの発生	10
(1)	本件キャンセルミス発生状況	10
(2)	本件診断書の偽造	11
(3)	本件キャンセルミスの結果	11
4	本件キャンセルミスの発覚	11
(1)	JVA内部での情報の共有	11
(2)	選手からの公表の要求	11
(3)	本件キャンセルミスの公表	12
(4)	記者会見の状況	12
(5)	本件キャンセルミスに起因する懲戒処分	12
5	本件診断書の偽造の公表	12
(1)	記者からの質問状の送付	12
(2)	コンプライアンス委員会の判断	13
第3章	本件の一連の事象の原因	13
第1	本件キャンセルミス招いたガバナンス上の原因	13
第2	本件診断書の偽造	13
第3	本件診断書偽造を認識した後のJVAのガバナンス上の問題点	13
第4章	再発防止のための方策	14
第1	本件キャンセルミス	14
1	人的体制の強化と責任の明確化	14
2	キャンセル期限についてのJVA独自ルール	14
3	縦割り意識の改善	14
4	本件を契機にしての各種業務の点検、改善	14
第2	本件診断書の偽造	14
1	コンプライアンス研修、危機管理研修の実施の必要性	14
2	通報体制の整備	15
3	危機管理体制の整備	15
4	消極的で無責任な体質の是正	15
第5章	処分の内容	15
第1	コンプライアンス委員会が示した処分の内容	15
第2	処分内容の検討	15
1	甲	15
2	乙	15

3	丙	-----	16
第6章	結語	-----	16

第1章 調査の概要

第1 調査に至る経緯

JVAは、ビーチバレーボールについて、日本人選手が国際的な競技大会にエントリーするための手続をしていたところ、2019年（令和元年以下元号を省略する。）12月、本件イラン大会に参加申請していたチームが出場をキャンセルする旨通知をしたことから、JVAが、FIVBの定めるキャンセル期限までにキャンセルする旨の手続をとっていれば、別にエントリーしていた後順位のチームが繰り上げで出場することが可能であったにもかかわらず、同大会のキャンセル期限を徒過してからキャンセルする旨の手続をしたため、後順位のチームの繰り上げが認められず、出場機会を失したという事態が生じたのであるが、JVAは、2021年1月14日、この件に関し、関係者3名に対し譴責等の処分をした。

しかし、JVAは、上記キャンセル手続のミスに関する調査をする過程で、遅くとも、2020年12月4日までに本件診断書の偽造の事実を把握したにもかかわらずこれを公表しなかったが、外部からの問い合わせを受けて、2021年9月30日、偽造の事実を公表するに至った。

JVAは、コンプライアンス委員会において、本件診断書の偽造に関して関係者の処分案を決定したが、2021年10月14日開催の理事会において、中立的立場の専門家による再調査を行い、透明性ある手続をするべきである等の意見が出されたため、このたびの第三者委員会による調査が行われることになったものである。

第2 調査の目的

当委員会は、以下の各項目を委嘱事項として調査を実施した。

記

- ・ ビーチバレーボール国際大会でのキャンセル申請不適切処理についての事実関係の精査
- ・ 処分内容の検討
- ・ 生じた原因の分析と再発防止策の立案
- ・ その他、第三者委員会が必要と認めた事項

第3 当委員会の調査体制等

委員長	妹尾 佳明（弁護士 MOS 合同法律事務所）
委員	布施 明正（弁護士 布施明正法律事務所）
委員	西田 亮正（弁護士 かなめ総合法律事務所）

当委員会の委員長及び委員は、いずれもJVAと利害関係を有しない。

第4 日弁連ガイドラインとの関係

当委員会は、JVAと利害関係を有しない独立・中立な立場の専門家から構成され、日本弁護士連合会が定めた「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年12月17日改訂）に準拠した調査を行った。

なお、同ガイドラインの第2部、第2、第3項については、事実関係の正確性を期す必要性があると思料されたことから、調査報告書のうち、第2章までの部分のドラフトを事前にJVAに開示し、意見を述べる機会を与えた。

第5 調査対象とした事実の範囲

1 調査対象期間

調査対象期間は、キャンセル申請における不適切処理事案が発生した2019年12月18日から、当委員会の設置を求めた理事会が行われた2021年10月14日までとしたが、必要に応じてその前後の事実関係についても調査した。

2 調査対象とした事実

キャンセル申請における不適切処理の状況及びJVAの管理監督体制を調査対象とした。

第6 調査方法等

1 調査実施期間

当委員会は、2021年11月5日から同年12月16日までの間、本調査を実施した。

2 調査・検討対象

当委員会は、①JVA関係者等に対するヒアリング、②関係資料等の分析及び検討により、本件調査の事実認定を行った。

また、以上の調査の結果に基づいて、キャンセル申請における不適切処理の概要、生じた原因の分析と再発防止策の立案、処分内容の検討を行うとともに、JVAのガバナンスの体制、さらにJVA関係者に対する処分内容についても検討を行った。

3 調査方法

当委員会は、委員長及び委員による関係者に対するヒアリングを実施したほか、2021年11月5日以降、合計8回の委員会を開催した。また、正式な委員会以外にも、委員の間で多数回にわたり協議、検討を行った。

第2章 調査結果の概要

第1 JVAについて

1 目的等

JVAは、わが国におけるバレーボール界を統括し、代表する団体として、バレーボール競技の普及及び振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成及び国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的として（定款第3条）、昭和48年（1973年）8月27日、財団法人の設立認可がされ、平成23年（2011年）2月1日、公益財団法人化された。

2 JVAの事業

JVAの事業には、バレーボールの普及及び振興に関する基本方針を確立すること（定款第4条（1））などのほか、オリンピック及びFIVBが主催するバレーボール世界選手権大会、ワールドカップほかの競技大会に日本を代表する役員、選手を選定し、派遣することなどが定められている（定款第4条（4））。

3 JVAの組織

(1) 評議員会

評議員会は、すべての評議員をもって構成され、役員の選任及び解任等を決議する権限を有する（定款第19条）。

(2) 役員

JVAには、15名以上20名以内の理事及び3名以内の監事を置き、理事のうち1名を会長とする。（定款第29条第1項、第2項）。会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする（定款第29条第3項）。

会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定される（定款第30条第2項）。

(3) 理事会

理事会は、すべての理事をもって構成され、JVAの業務執行の決定等をする権限を有する（定款第38条第1項）。

(4) 事務局等

JVAの事務を処理するため、事務局を設置し（定款第49条第1項）、事務局には事務局長及び所要の職員を置く（定款第49条第2項）。

(5) 事業本部等

現在、事務局には、業務推進室、HP事業本部、BV事業本部等の組織が置かれているが（事務局規程 第2条）、2019年12月18日時点では、ビーチバレーボールのWT等の国際大会へのエントリー、キャンセル等の業務は、HP事業本部が所管していた。

(6) 2019年12月当時のHP事業本部の概要

2019年12月当時のHP事業本部は、「バレーボール及びビーチバレーボールの国際競技力向上戦略の策定と、関係諸団体等との強化戦略の連動に関する事」のほか、ビーチバレーボールの国際大会にエントリーする際の手続等を所管業務とする。

第2 内部統制システムの状況

1 JVAにおける内部統制

JVAでは、業務推進室内の総務部がコンプライアンス、リスクマネジメントに関する業務を所管している（事務局規程 第4条）。

2 通報制度

JVAは、コンプライアンスホットライン制度運用規程を定め、JVA関係者の法令等違反行為の通報に関するホットライン制度の通報窓口を3つ設置し、それぞれ「内部通報制度」、「外部通報制度」及び「体罰・暴力相談制度」として運営することとしている。

第3 WTにおけるエントリー等の手続

1 WTについて

WTは、FIVBが主催し、FIVBの規定に従い、開催国が運営を行う大会であり、1スターから5スターの5段階で格付けした大会から構成されている。

2 F I V B 規約

WTへのエントリー等に関する手続は、F I V B 規約に定められている。

3 エントリーの手続について

(1) WTにエントリーするための手続

WTのエントリーは、大会の30日前まで申し込むことが可能とされている（F I V B 規約 8.4.1）。

(2) J V Aにおけるエントリー等の手続

ア エントリーの手続

日本人選手のチームがビーチバレーボールのWT等の大会に参加するためには、F I V B 規約により、J V Aを通してエントリーしなければならず、WTにエントリーを希望するチームは、J V Aが定める「ビーチバレーボール国際大会J V Aエントリー申込書」に必要事項を記入し、これをJ V Aにメールで送信する。

J V Aは、各チームからの申込みを受け付けた場合、V I Sを通じてF I V Bに大会へのエントリーを行う。

エントリーの結果は、F I V Bの大会のページに反映される。

イ J V Aの独自の締切ルール

J V Aは、現在、J V Aに対するエントリー申込みの期限を、F J V Bが定める期限の10日前（すなわち大会の40日前）と定めている。

これは、後述するとおり、2017年に発生したエントリー手続ミスを受けて、改善策として実施するようになった措置である。

ウ 2017年に発生したエントリー手続ミスについて

J V Aは、2017年5月、担当者が他の業務に追われてWTへのエントリーを失念したという事案を発生させた。

J V Aは、ミスを防ぐため、上記のとおりF I V Bが定める期限の10日前を独自の期限として定めたほか、エントリーを複数名でチェックするようにして、エントリーの手続におけるミスが発生しないようにした。

4 辞退等（Withdrawal）の手続について

(1) エントリーのキャンセルについて

WTでは、いったんエントリーした後、他のチームの数や自己のポイント数などを総合勘案してエントリーをキャンセルすることができる。

キャンセルの手続きは、F I V B指定のキャンセル申請書に必要事項を記入してJ V Aにメールで送信する方法で行う。

当該メールを受けたJ V Aは、V I Sを通じてキャンセルの手続きをする。

(2) 大会開始日の30日前から21日前までのキャンセル

WTでは、大会開始日の21日前に確定エントリーリストを発行し、出場できるチームが決まるが、その期限より前に、出場枠に入っていたチームがエントリーをキャンセルした場合、エントリーポイントが下位のチームが繰り上がり、出場枠内に入ることができる。

(3) 大会開始日の21日前を過ぎてからのキャンセル

確定エントリーリストの出場枠に入っていたチームが、大会開始日の21日前を過ぎた後、大会開始日の5日前の午後4時（スイス時間）までにキャンセルをする場合、出場辞退申請書に医師の診断書と渡航証明書（飛行機の便名、列車のチケットなど）を添付して、F I V Bに出場辞退を申請することができる。医師の診断書と渡航証明書を提出しない場合、大会のスター等に応じた金額の罰金が科せられる（F I V B規約9.2）。

(4) 直前のキャンセル

大会開始日の5日前の午後4時（スイス時間）以降にキャンセルをする場合、出場辞退申請書に、健康診断書と航空券（便名が記載されたもの）またはその他の旅行証明書を添付して出場辞退を申請することができるが、その場合でも大会のスター等に応じた金額の罰金を支払わなければならない。

さらに、当該大会におけるエントリーポイントがポイント計算において0点になるというペナルティーが科せられる。その結果、将来のWTへのエントリー及びシードの目的に影響する（F I V B規約9.3）。

5 J V Aと選手・チームとの連絡方法について

選手・チームが、J V Aにエントリー等の連絡をするには、共有アドレスにメールをする方法により行われる。

第4 本件の不適切処理の概要

1 Aの出向とBの採用

Aは、JVAにおいてビーチバレーボールのWT等のエントリー等の業務を実質的に一人で行っていたのであるが、2019年11月1日付で組織委員会での業務に従事することになった。

Cは、Aがいずれ戻ってくることからAの代役として短期のアルバイトを雇うこととし、Bが雇用された。

なお、Bの勤務は毎週水曜日と金曜日の週2日であった。

Bのサポート体制としては、エントリーについては他の者がチェックするものの、キャンセルについては、特に何の手当もされなかった。

Bは、11月1日以降、エントリー等の業務を行うようになったが、分からない点は適宜Aにメールで質問するなどしていた。

2 本件イラン大会のエントリーの状況

本件イラン大会には6チームがエントリーしていた（エントリーしたチームをFIVBが定めるエントリーポイントの上位の順から①、②、③、④、⑤、⑥とする。）。

本件イラン大会の確定エントリーリストの発行期限は、2019年12月17日であった。

3 本件キャンセルミスの発生

(1) 本件キャンセルミス発生の状況

上記②のチームの選手は、2019年12月16日、午前8時9分発のメールにより、本件イラン大会のエントリーをキャンセルする旨を共有アドレス宛てに発信したが、JVA側において、FIVBに対し、キャンセル手続をしないままキャンセル期限の同月17日が経過した。

本件イラン大会における日本人選手の出場枠は4チームであるため、12月17日の時点での出場チームは、上位4チーム（①～④のチーム）に確定した。

Bは、同月18日（水曜日）にJVAに出勤し、初めてキャンセルする旨のメールに気づいた。Bは、直ちに丙に報告するとともに、Aにメールをして対応策を相談したところ、Aから医師診断書とフライト証明書が必要である旨の返信を受け、Bは、同日、キャンセルメールをした選手に対し、医師診断書とフライト証明書（Eチケット等）の提出を求めるメールをした。これに対し、選手から、大会21日前までにキャンセルの連絡をしたのに、キャンセルの手続がされなかった理由を明らか

にするよう求めるメールが返信された。

(2) 本件診断書の偽造

丙は、診断書等をF I V Bに送付すれば選手にペナルティーが科せられることは回避できるものの、選手のメールの内容から、診断書を提出させることができないであろうし、J V AのミスをS N Sを利用して公表されると大問題になると判断し、F I V Bに提出するための診断書を自分で作成するほかないと決意した。

丙は、Aに対し、具体的な病名、医師名、書式等を指定して、診断書を作るよう指示し、J V Aのチームドクター名義の本件診断書のファイルを作成し、作成された本件診断書のサイン欄に、チームドクターのサインに似せてサインを書き入れた。

他方、丙は、選手の遠征の際利用している旅行代理店に対し、選手が本件イラン大会に参加するための航空便が記載されたEチケットの発行を依頼し、同月24日、その発行を受けた。

Bは、同月26日、F I V Bに対し、本件診断書及びEチケットを添付したメールを送信した。

(3) 本件キャンセルミスの結果

仮に、J V Aが同月17日までにキャンセルの手続をしていれば、⑤のチーム（F I V Bが定めるエントリーポイントの順位が5番目のチーム）が繰り上がりで出場することができたのであるが、期限までにキャンセルの手続がされなかったことにより、⑤のチームが繰り上がりにより出場することができなかった。

他方、本件診断書等を提出したことにより、キャンセルをした選手に対するペナルティーは回避された。

4 本件キャンセルミスの発覚

(1) J V A内部での情報の共有

丙は、同月20日、本件キャンセルミスが発生したことを部内にメールで報告したが、このメールは、c cで乙にも送信されていた。

(2) 選手からの公表の要求

⑥のチームの選手は、本件キャンセルミスのことを知り、2020年10月31日ころ、J V Aの関係者に対し、本件キャンセルミスを公表するよう要求した。

丙は、同年11月2日付でキャンセルミスに関する報告書を作成し、本件キャンセルミスの事実関係をCらに報告した。

(3) 本件キャンセルミスの公表

JVAは、本件キャンセルミスを公表しないとSNSにより拡散されるのではないかと懸念し、事実を公表するとともに記者会見を行うことを決め、公表等する日を2020年12月4日とした。

なお、ちょうどそのころ、他の選手の暴行事件も発生していたことから、その件も同時に発表することになった。

丙は、本件診断書を偽造していたことを明らかにし、甲も、遅くとも2020年12月4日の2、3日前までには本件診断書の偽造の事実を知った。

Cは、記者会見のQ&Aに本件診断書の偽造を認める回答を用意し、記者会見に先立ち、このQ&Aを、甲、丙、乙らに対し、メールで送信した。

(4) 記者会見の状況

JVAは、同年12月4日付で、ホームページ上で本件キャンセルミスの件をリリースしたほか、オンライン形式の記者会見を行い、本件キャンセルミス等について謝罪した。

しかし、JVAから本件診断書の偽造について明らかにすることはなく、また、本件診断書に関する質問がされなかったため、本件診断書の件が公表されることはなかった。

(5) 本件キャンセルミスに起因する懲戒処分

2020年12月15日、JVAのコンプライアンス委員会が開催され、本件キャンセルミスについて関係者3名に対する懲戒処分をすることなどを決したが、この会議では本件診断書の偽造の件は審議されなかった。

JVAは、2021年1月14日に開催した理事会において、本件キャンセルミスについて、3名に対する懲戒処分をした。

5 本件診断書の偽造の公表

(1) 記者からの質問状の送付

JVAは、2021年9月23日、通信社の記者から、本件イラン大会におけるキャンセルの手續に関する質問状を受けた。

JVAは、同記者が本件診断書の偽造の事実を把握しているものと判断し、隠蔽することはできないと考えて、2021年9月30日、ホームページに「ビーチバレーボール国際大会でのキャンセル申請漏れに対する不適切処理について」と題するリリースを行い、その中で本件診断書を偽造した事実を明らかにした。

(2) コンプライアンス委員会の判断

コンプライアンス委員会は、本件診断書の偽造に関し、甲、乙、丙についての各懲戒処分案を決定し、2021年10月14日の理事会に諮った。

しかし、理事会において、中立的立場の専門家による再調査を行い、透明性ある手続をするべきである等の意見が出された。

第3章 本件の一連の事象の原因

第1 本件キャンセルミスを招いたガバナンス上の原因

本件キャンセルミスは、エントリー等の業務を常勤でないアルバイトに行わせたために生じたものであるが、この原因は、ビーチバレーボールのWTのエントリー等の手続に対する無理解があり、さらに突き詰めればビーチバレーボールに対する無関心が背景にあるものと考えられる。

本件キャンセルミスは、JVAのビーチバレーボールに対する無関心とHP事業本部内におけるインドア部門との縦割り意識などが原因であると考えられ、その意味で構造的といえる。

第2 本件診断書の偽造

本件診断書の作成は丙の判断により行われたものであり、丙において刑法規に関する理解が欠如しており、コンプライアンス意識が欠如していたことは明かである。

第3 本件診断書偽造を認識した後のJVAのガバナンス上の問題点

甲らは、遅くとも2020年12月4日の2、3日前までには、本件診断書の偽造の事実を認識したが、記者会見において本件診断書の偽造の事実を積極的に公表せず、記者からの質問もされなかった後は、これを見て見ぬふりを続け、改めて事実を公表しようとする機運は全く生じなかったし、その後の調査をすることもなかった。

また、JVAは、2021年1月、本件キャンセルミスを原因として関係者の懲戒処分をしたのであるが、その際、本件診断書の偽造の事実を明

らかにしてコンプライアンス委員会において審議の対象とし、処分の対象とするべきであったのに、本件診断書の偽造の件は、コンプライアンス委員会において審議されることはなかったし、理事会に報告されることもなかった。

この一連の無責任というべき対応の原因は、不正や不祥事が発生した際、これを自らを厳しく律し、是正していくためのガバナンス体制が明確に構築されていなかったからといえる。

JVAは、出向者が多く、また縦割りの組織とあいまって、的確な危機管理体制の構築ができていなかったものと考えられる。

このガバナンスの脆弱性が、本件キャンセルミスを含む一連の問題の根本的な原因と考えられる。

第4章 再発防止のための方策

第1 本件キャンセルミス

1 人的体制の強化と責任の明確化

エントリー及びキャンセルの手続は、本来JVAが雇用する正規の職員とすべきであり、その担当者の責任範囲を明確化する必要がある。

2 キャンセル期限についてのJVA独自ルール

FIVB規約上のキャンセル期限を前倒しするなどのJVA独自のキャンセル期限をルール化することも再発防止には有効であると考えられる。

3 縦割り意識の改善

JVA内での縦割り意識を少なくする工夫が必要であり、例えばJVA内での人事異動を定期的に行い、事業本部間の垣根を低くするなどが考えられる。

4 本件を契機にしての各種業務の点検、改善

JVA全体で、その所管する各種業務・手続について、不正行為やミスが発生する可能性の有無を点検する等リスクの把握、評価を行い、仮に不正行為やミスが生じる恐れがある点が発見されたのであれば、それを改善し、不正行為やミスが発生しない体制を構築するのが適当である。

第2 本件診断書の偽造

1 コンプライアンス研修、危機管理研修の実施の必要性

コンプライアンス研修、危機管理研修を行い、最低限の知識を得るよう

にすることが必要である。

2 通報体制の整備

JVAにおいて、内部通報制度の周知徹底を図る等の改善が必要である。

3 危機管理体制の整備

JVAにおいて、危機管理体制の整備、危機管理マニュアルの策定を早急に進めるべきである。

4 消極的で無責任な体質の是正

不都合な事実にも毅然と対応する責任感をもった組織への体質の改善が必要である。

第5章 処分の内容

第1 コンプライアンス委員会が示した処分の内容

コンプライアンス委員会は、2021年10月12日、甲について「譴責」、乙について「HP事業本部 本部長 解任」、丙について「BV事業本部副本部長 強化部長 解任」とする処分案を決定し、同月14日開催された理事会に諮ったが、理事会では、処分決定の決議を見送ることになった。

第2 処分内容の検討

1 甲

甲は、JVAの会長としてJVAの運営が適法かつ適正に行われるよう統括する責任を有していたにもかかわらず、適正なガバナンスの確保、実現を怠っただけでなく、遅くとも2020年12月2日か3日には本件診断書の偽造を知ったにもかかわらず、公表等適切な対応をすることがなかった。

この甲に対する処分が果たして「譴責」で足りるのか疑問を持たざるを得ないというのが第三者委員会の偽らざる意見である。

2 乙

乙は、HP事業本部本部長であるが、ビーチバレーボール部門については副本部長である丙に一任するといった対応に終始しており、本件キャンセルミスに対する対応を怠った。

さらに、乙は、遅くとも2020年12月4日までには、本件診断書の

偽造の事実を認識したのであるから、HP事業本部本部長として事実の公表を含む適切な対応をするべき立場にあったのに、特段の対応をすることがなかった。

本件診断書の偽造の問題は、JVAの社会的信用を大きく失墜させるものであり、そのような重大な問題が発生した際の本部長という立場からすれば、「HP事業本部 本部長」の「解任」との判断はやむを得ないものと考えられる。

3 丙

丙は、本件診断書の偽造を実行した当事者であるが、本件診断書を偽造したことをJVA内部に報告することを怠った。

このように、JVAのコンプライアンス上看過できない事態を自ら招来していながら、これを迅速かつ的確に報告しなかったことの責任も重大というべきである。

したがって、「HP事業本部 副本部長 強化部長」の「解任」の処分自体は相当といえる。

第6章 結語

JVAでは、2019年12月、本件キャンセルミスが発生し、その際本件診断書の偽造が行われ、さらにそれらの事実を積極的に公表しようとしなかったのであるが、これらの対応を招来させた一因がJVAのガバナンスの欠陥であったことがこのたびの調査により明らかになったといえる。

JVAは、わが国におけるバレーボール界を統括し、代表する団体であることから、自らを厳しく律するとともに、スポーツ団体ガバナンスコードに適合するガバナンス体制を構築し、選手、ステークホルダー、国民の負託や期待に応えていかなければならないことを改めて自覚しなければならない。

当委員会は、JVAに対し、これまでの一連の対応に反省を求めるものであるが、これを契機として必要な処分や改善をすることにより、選手、ステークホルダー、国民の信頼を取り戻すことが可能であると信ずるし、これによりJVAが名実ともにわが国におけるバレーボール界を統括し、代表する団体として確固たる地位を確立することを期待する。